

～設置根拠～

子ども・子育て支援法

第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定
 - ・ 特定地域型保育事業の利用定員の設定
 - ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、変更
 - ・ 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- } に関して意見を聴く

人吉市子ども・子育て基本条例

(子ども・子育て会議)

第13条 事業計画の策定その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するため、支援法第72条第1項の規定に基づき、本市に人吉市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

～会議の組織～

◎委員 15名以内(現在13名)

※市長が次に掲げる者のうちから人吉市教育委員会の意見を聴いて委嘱する

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 保護者

◎任期 2年(今回は令和6年2月1日～令和8年1月31日)

～子ども・子育て会議の役割は～

市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことをはじめ、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されています。特に、児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参画を得ることで、地域における子ども・子育て支援について調査審議する重要性が増すと考えられます。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つですが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されています。

第4章 子ども・子育て会議

(子ども・子育て会議)

第13条 事業計画の策定その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するため、支援法第72条第1項の規定に基づき、本市に人吉市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令5条例9・一部改正)

(会議の組織)

第14条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の委員)

第15条 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が人吉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係団体の推薦を受けた者
 - (3) 支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (4) 保護者
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第16条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の庶務は、健康福祉部及び教育部において処理する。